00876/

鳥取縣公報

昭和二十四年二月十八日　金曜日
第千九百八十六号

本書ノ大キサハ國定規格A5ナリ

規則

◇鳥取縣規則第十一号

指定農林物資檢査法を実施するため鳥取縣水産製品檢査規則を次のように定める。

昭和二十四年二月十八日

鳥取縣知事　西尾愛治

鳥取縣水産製品檢査規則

第一條　指定農林物資檢査法（以下單に法という）に基いて左の物品について檢査を行う。

一　魚類乾製品

1　乾にしん、（みがきにしん、ほかわりにしん、ほねつきみがきにしん、開にしん、丸乾にしん、煮乾にしん、圧搾煮乾にしん、製にしん）

2　乾いわし（丸乾いわし、開乾いわし、素乾いわし、煮乾いわし、圧搾煮乾いわし、焼乾いわし、製いわし）

3　乾さば（丸乾さば、開さば、煮乾さば、圧搾煮乾さば、製さば）

4　乾さんま（丸乾さんま、開さんま、製さんま）

5　乾あじ（丸乾あじ、開乾あじ、煮乾あじ）

6　乾たら（棒たら、開たら、乾たら胃、みがきたら、すきみたら、たらそぼろ）

7　乾すけそうたら（棒すけそうたら、開すけそうたら、みがきすけそうたら、すきみすけそうたら、丸乾すけそうたら、すけそうたらそぼろ）

8　乾ほつけ（ほかわりほつけ、開ほつけ、丸乾ほつけ、焼乾ほつけ、燻製ほつけ）

9　乾こまい（丸乾こまい、開こまい）

10　乾かれい（丸乾かれい、焼乾かれい、製かれい）

11 乾さめ（塩乾さめ、煮乾さめ、さめひれ、製さめ）
12 乾こうなご（丸乾こうなご、煮乾こうなご）
13 乾わかさぎ（丸乾わかさぎ、煮乾わかさぎ、燒乾わかさぎ）
14 丸乾しくやも
15 乾かすべ
16 乾のどぐろ、開乾のどぐろ、乾とうじん、開乾とうじん
17 乾ふぐ（開ふぐ、煮乾ふぐ、すきみふぐ）
18 製さけ、同ます
19 その他の魚類乾製品

二、魚類塩藏品
1 塩にしん（一塩にしん、塩藏にしん）
2 塩藏いわし
3 塩藏さば
4 塩藏さんま
5 塩藏かつお
6 塩たら（一塩たら、塩藏たら、塩たら胃）
7 塩すけそうたら（一塩すけそうたら、塩藏すけそうたら）
8 塩さけ（一塩さけ、塩藏さけ）
9 塩ます（一塩ます、塩藏ます）
10 塩こまい（一塩こまい、塩藏こまい）
11 塩ほつけ（一塩ほつけ、塩藏ほつけ）
12 塩かれい（一塩かれい、塩藏かれい）
13 塩かすべ（一塩かすべ、塩藏かすべ）
14 その他の魚類塩藏品

三、魚卵製品
1 乾かずのこ
2 塩かずのこ
3 塩たらこ
4 塩すけそうたらこ
5 さけすじこ、ますすじこ
6 さけいくら、ますいくら
7 その他の魚卵製品

四、水産物つけ物類
五、水産物つくだに
1 とうなごつくだに
2 しらすつくだに
3 いわしつくだに
4 はぜつくだに
5 わかさぎつくだに
6 えびつくだに
7 あみ（いさだ）つくだに
8 刻するめつくだに
9 あさりつくだに
10 はまぐりつくだに、ばか貝つくだに、さらぼうつくだに
11 こんぶつくだに
12 のりつくだに
13 くじら肉つくだに、いるか肉つくだに
14 かつお肉角切つくだに、まぐろ肉角切つくだに
15 削り節つくだに
16 その他のつくだに

六、ねり製品
1 かまぼこ（板かまぼこ、むしかまぼこ、やきかまぼこ、あげかまぼこ、ゆでかまぼこ、半べん、つみ入、其の他のねり製品）
2 燒ちくわ
3 電化（電氣）燒かまぼこ
4 フイツユソーセージ

七、塩辛製品
1 いか塩辛
2 かつお塩辛
3 うに塩辛
4 あみ（いさだ）塩辛
5 その他の塩辛製品

八、節類
1 かつお節、まぐろ節
2 かつお裸節、まぐろ裸節
3 かつお荒節、まぐろ荒節

4 かつおなまり節、まぐろなまり節
5 そうだ節
6 さば節
7 いわし節、さんま節
8 さめ節
9 その他の節類

九、削節類
1 かつお削節、そうだ削節、さば削節、さんま削節、さめ削節、雜削節
2 削粉末

十、食料魚粉
1 一号食料魚粉
2 二号食料魚粉
3 三号食料魚粉
4 四号食料魚粉
5 脱脂食料魚（一号脱脂食料魚、二号脱脂食料魚、三号脱脂食料魚四号脱脂食料魚）
6 食料魚粉加工品（魚粉ふりかけ、魚粉でんぷ、魚粉ペースト）

十一、いか製品
1 するめ
2 のしするめ
3 剥するめ
4 煮乾いか
5 酢いか
6 一塩いか
7 塩藏いか
8 その他のいか製品

十二、たこ製品
1 煮だこ
2 酢だこ
3 塩だこ
4 乾だこ
5 削だこ
6 その他のたこ製品

十三、貝類製品

1 乾ほたて
2 乾ほづき
3 乾あわび
4 乾あさり
5 塩あわび
6 煮ほたて
7 塩ほたて、
8 乾ほたてみみ
9 その他の貝類製品

十四、えび製品（あみを含む）
1 乾えび
2 乾あみ（いさだ）
3 煮乾えび
4 塩えび
5 塩あみ（いさた）
6 その他のえび製品

十五、なまこ製品
1 乾なまこ
2 乾ふじこ
3 その他のなまこ製品

十六、海藻製品
1 こんぶ（長折こんぶ、折こんぶ、長切こんぶ、棒こんぶ、長棒こんぶ、短棒こんぶ、島田こんぶ、雜こんぶ）
2 こんぶ加工品（おぼろこんぶ、とろゝこんぶ、切こんぶ、青刻こんぶ、青板こんぶ、こんぶ卷、味付こんぶ卷、甘味こんぶ、酢こんぶ、早煮こんぶ、御飯こんぶ、粉末こんぶ、粉末こんぶ茶）
3 乾のり（黑のり、青のり、混のり）
4 のり加工品（燒のり、味付のり）
5 乾わかめ（乾わかめ、晒わかめ）
6 乾ひじき、煮乾ひじき
7 乾ちかいそ
8 乾てんぐさ、乾おご、乾えご、乾いぎす、乾おにくさ、乾とりあし、乾ひらくさ、乾どらくさ、晒てんぐさ類

9　乾ふのり
10　乾ぎんなんそう、乾つのまた、乾あかはた
11　その他の乾海藻

十七、水産動物油
1　魚油（いか油を含む）
2　粗製肝油
3　海獸油

十八、水産物肥飼料
1　魚粕魚荒粕
2　ほしか（砂ほしか、頭ほしか、砂ほしか、粉末頭ほしか粉末）
3　魚雜肥
4　あみ（いさだ）粕、塩虫粕、八手粕、うにからかしはん
5　海獸肉粕
6　魚生玉粕、魚荒生玉粕
7　雜肥
8　水産動物質粉末肥料

第二條　法第四條の規定による檢査を申請しようとする者は別記第二号様式による申請書をその地域担当の檢査員を通じて知事に提出しなければならない。

法第七條による檢査免除を申請しようとする者は別記第二号様式による申請書をその地域担当の檢査員を通じて知事に提出しなければならない。

第三條　水産製品の檢査單位、量目、枚數及び荷造の標準は別表（一）の通りとする。

第四條　檢査を行つた場合の証票は別記第四号乃至第十一号様式とする。

檢査を免除した場合の証票は別記第三号様式とする。

第五條　水産製品の檢査等級は次の通りとし左の各号によつて処理しなければならない。

一、魚類乾製品　一等、二等、三等、不合格

紙袋入りのものは袋の底部に第五号様式の檢査印を押捺する。

箱詰又はその他の容器の場合には第四号様式の檢査証票を縱繩に結附する。

右手纏の外煮乾いわしは第七号様式の甲印を、素乾品、塩乾品には第七号様式の乙印を、乾製品、塩藏品には第七号様式の丙印を紙袋入りのものは檢査印に並べて押捺し、箱詰又はその他の場合には証票に押捺する。

二、魚類塩藏品　一等、二等、不合格

第四号様式の檢査証票を容器の縱繩に結附する。

三、魚卵製品　一等、二等、三等、不合格

第四号様式の檢査証票を容器の縱繩に結附する。

四、水産物つけ物類　一等、二等、三等、不合格

第四号様式の檢査証票を容器の縱繩に結附する。

五、水産物つくだに　一等、二等、三等、不合格

第九号様式の檢査証に第五号様式の檢査印を押捺して容器に貼附する。

六、ねり製品　一等、二等、三等、不合格

第六号様式の檢査証紙及び第四号様式の檢査証票を、証紙は製品一箇ごとに貼附し証票は容器の縱繩に結附する。

七、塩辛製品　一等、二等、三等、不合格

第四号様式の檢査証票を容器の縱繩に結附する。

八、節類　一等、二等、三等、不合格

第九号様式の檢査証に第五号様式の檢査印を押捺し容器に貼附する。

九、削節　一等、二等、三等、不合格

前号の規定に準ずる

十、食料魚粉

一号、二号、三号、四号食料魚粉は一等、二等、三等、不合格

前記を除くその他　一等、二等、不合格

袋の底部に第五号様式の檢査印を押捺する。

十一、いか製品

するめ　一等、二等、三等、四等、不合格

のしするめ、刻するめ　一等、二等、三等、不合格

前記を除くその他　一等、二等、不合格

するめ、のしするめは一束毎に第六号様式の証紙を貼附し、荷造包裝その他の場合は第四号様式の檢査

証票を縦繩に結附する。

十二、ねご製品　一等、二等、三等、不合格

第四号様式の検査証票を容器の縦繩に結附する。

十三、貝類製品

乾ほたて、乾ほつき、乾あわび

一等、二等、三等、四等、不合格

乾ほたてみみ

一等、二等、三等、不合格

前記を除くその他　一等、二等、不合格

第四号様式の検査証票を容器の縦繩に結附する。

十四、えび製品　一等、二等、三等、不合格

第四号様式の検査証票を容器の縦繩に結附する。

十五、なまこ製品

乾なまこ　一等、二等、三等、四等、不合格

前記を除くその他　一等、二等、三等、不合格

第四号様式の検査証票を容器の縦繩に結附する。

十六、海藻製品

雑こんぶ、こんぶ加工品（粉末こんぶを除く）青のり

一等、二等、不合格

乾てんぐさ類素乾（汐揚げ）品、水洗（塩抜き）品

一等、二等、三等、四等、五等、不合格

前記を除くその他　一等、二等、三等、不合格

和布製品には第六号様式の検査証紙を一把ごとに貼附し俵装の場合は第四号様式の検査証票を縦繩に結附する。

こんぶ製品には第九号の様式検査証に第五号様式の検査印を押捺し容器に貼附する。

その他海藻類は第十号様式の検査等級印を包装に押捺し第四号様式の検査証票を縦繩に結附する。

十七、水産動物油

粗製肝油　合格、不合格

前記を除くその他　一等、二等、三等、不合格

第八号様式の罐蓋を封蠟し第四号様式の検査証票を縦繩に結附する。

ドラム罐入は第四号様式の検査証票を結附する。

十八、水産肥飼料

魚生玉粕、魚荒生玉粕　合格、不合格

水産動物質粉末肥料　一等、二等、不合格

前記を除くその他　一等、二等、三等、不合格

第四号様式の検査証票を容器の縦繩に結附し第十号様式の検査等級印を包装に押捺する。

第六條　検査員が検査等級を改めようとするときは様式第十一号の消印で検査等級印を抹消し改めて第五條の規定によつて処理しなければならない。

第七條　指定農林物資検査法施行規則第十條の規定による証票の有効期間は別表（二）の通りとする。

第八條　水産製品検査手数料は別に定める規則により知事に納付しなければならない。

附　則

この規則は昭和二十四年一月一日からこれを適用する。

鳥取縣水産製品検査規則（昭和二十三年三月鳥取縣規則第十八号）はこれを廃止する。

（別記）

第一号様式（半紙判）検査申請書

水産製品検査申請書　検査員

検査終了月日　年　月　日

品目	種類別	包装別	数量	受験希望月日	受験希望場所	仕向地	手数料金
一	二	三		四		五	六
	貫	個		年　月　日午前午後　時	郡町村　番地		円　錢

証紙内訳	一錢	五錢	十錢	二十錢	一円	五円	十円	二十円	百円	計
枚										

数量 / 等級	個数	重量
一等		貫
二等		貫
三等		貫
四等		貫
五等		貫
合格		貫
不合格		貫
計		貫

右について検査をお願いする

年　月　日　申請者住所氏名　㊞

鳥取縣知事殿

00870

第二号様式（半紙判）検査免除申請書

検査免除申請書

一、品名
二、種類別包装別数量
三、輸出場所
四、輸出予定年月日

右について別紙（契約書）を添えて検査免除を申請する

年　月　日

申請者　住所　氏名　㊞

鳥取縣知事殿

第三号様式　検査免除証　縦十一糎　横六糎

鳥取縣　市　郡　町　村

検査免除申請者氏名

（物品名）　輸出用　（免）

正味重量　何瓩

有効期間　何ヶ月

免除年月日

鳥取縣

00871

第四号様式（厚質紙）検査証票

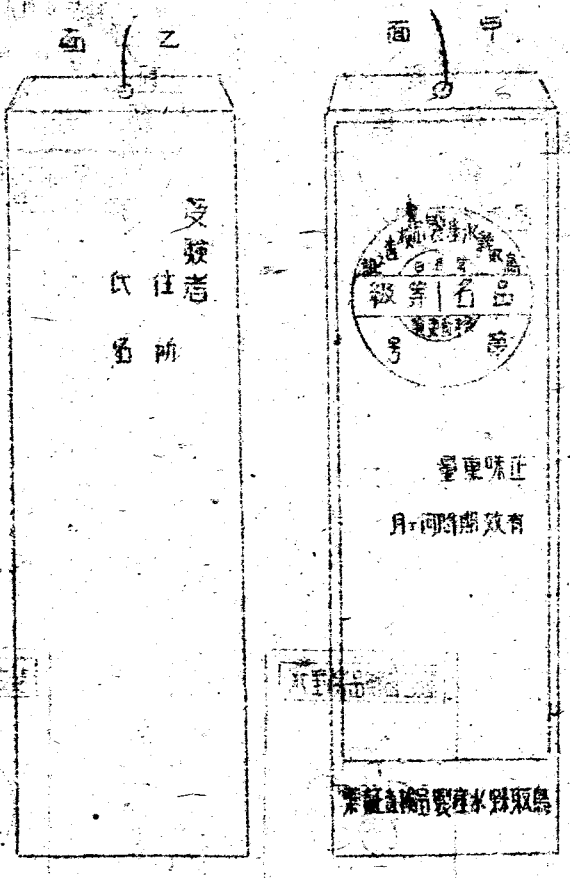

縦　一二糎
横　七糎

甲面の周囲は上部二糎を除き周囲一糎の幅赤地とし文字は白抜とする

鳥取縣公報　第千九百八十六號　昭和二十四年二月十八日　（第三種郵便物認可）

第五号様式（ゴム製）検査印

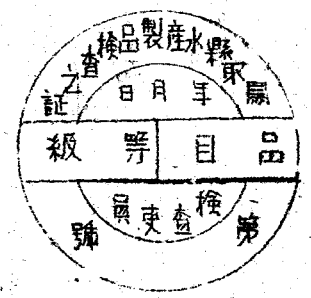

円の外径　七糎

第六号様式

(イ)

検査証

円の外径　三糎

地色　一等　赤色
二等　紫色
三等　青色

(ロ)

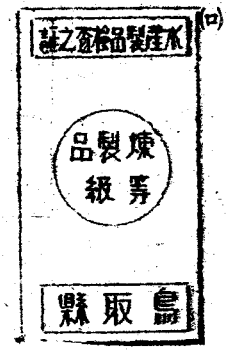

縦　二、五糎
横　一、六〃
円の径　一、一〃

一等円内は、赤地白抜き円周囲は赤波型模様
二〃　紫〃
三〃　青〃

(ハ)

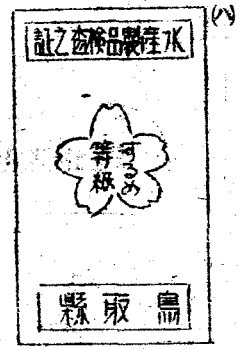

縦　二、五糎
横　一、六〃
円の内径　一、一〃

一等紙赤櫻花及び等級白
二〃　紫　紫
三〃　青〃　青
四〃　緑〃　緑

鳥取縣公報　第千九百八十六號　昭和二十四年二月十八日　（第三種郵便物認可）

第七号様式（ゴム印）

甲印

大羽
中羽
小羽
チリメン

乙印

半乾	無頭
上乾	有頭

丙印

第八号様式（鑵蓋）

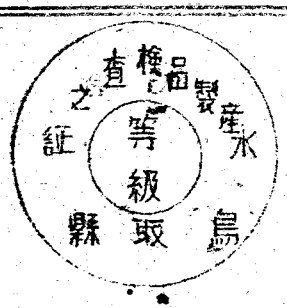

鉄力其の他金属板を使用する

外円の径　五、一五糎
内円の径　三、二〃

第九号様式

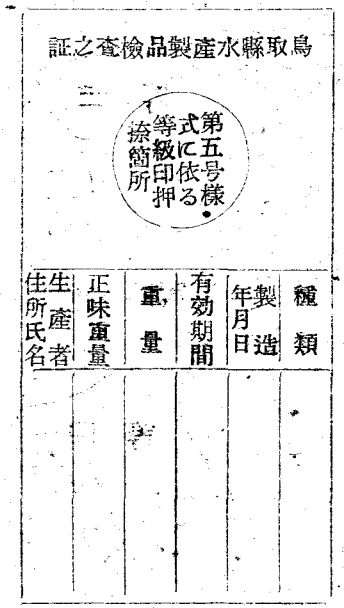

縦　十二糎
横　六〃

00874

第十号様式　検査等級印

合格

不合格

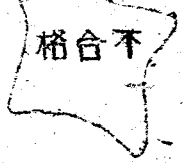

一等

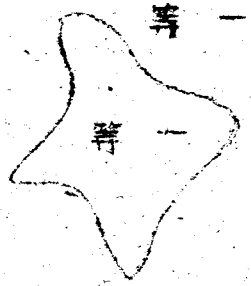

二等

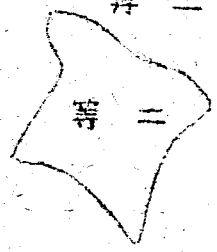

三等

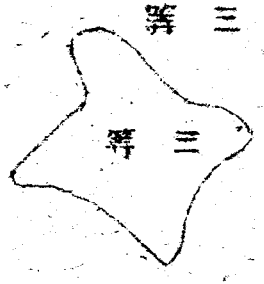

四等

五等

毛判

高さ　十糎

横　十五〃

等級印の肉色は黒色とす

00875

第十一号様式（毛判）消印

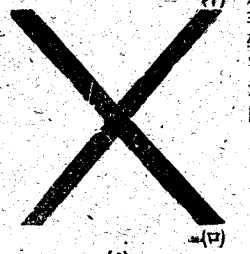

(イ)(ロ)の長さ八糎及び十五糎

別表（一）

水産製品の検査單位、量目、枚数及び荷造の標準

製品の種類	容器の種類	單位	正味重量	荷造
一、魚類乾製品	箱	一箱	一五瓩（四貫）	
	紙袋	一袋	三、七五瓩（一〃）	袋は糸をもつて締結する
	その他	任意		
二、魚類塩藏品	箱	一箱	三〇瓩（八貫）	
	〃	〃	一八、七五瓩（五〃）	
	〃	〃	一五瓩（四〃）	
	樽	一樽	一五瓩（四〃）	蓋を釘付し嚴重に荷造する
三、魚卵製品	前号に準ずる			

四、水産物つけ物類	二号に準ずる			
五、水産物つくだに	箱	一箱	三、七五瓩（一貫）、五、六二五瓩（一五〇〇）	二ケ合せの場合は施蓋後桟木二本を釘付にする
〃	〃	〃		
〃	樽	一樽	一八、七五瓩（五貫）	
六、ねり製品	蒲鉾	一箇	二二五瓦（六〇匁）	
〃	焼竹輪	〃	一一二、五瓦（三〇匁）	「ハトロン紙」又は其の他強靱な防濕紙をもつて内容物を被覆する
〃	〃	〃	七五瓦（二〇匁）	荷造は箱入とし中味の汚染を防止する
〃	蒸竹輪	〃	一八七、五瓦（五〇匁）	〃
〃	油揚	〃	七五、瓦（二〇匁）	〃
七、塩辛製品	樽	一樽	一五瓩（四貫）	蓋は釘付し厳重に荷造する
〃	その他		任意	
八、節類	箱	一箱	三、七五瓩（一貫）	材料は適当、中味の脱漏及び汚染を防止する
〃	〃	〃	七、五〇瓩（二貫）	〃
〃	〃	〃	一一、二五瓩（三〇〇）	〃
〃	〃	〃	一八、七五瓩（五〇〇）	〃
九、削節	箱	一箱	一一、二五瓩（三〇〇）	〃
〃	〃	〃	一八、七五瓩（五〇〇）	〃
〃	その他		任意	
十、魚粉	袋	一袋	一八、七五瓩（五貫）	袋は良質の紙三枚以上を合はせたものを用いる

〃	その他		任意	
十一、いか製品	箱	一箱	一八、七五瓩（五貫）	
〃	その他		任意	
十二、たこ製品	箱	一箱	一八、七五瓩（五貫）	
〃	〃	〃	三、七五瓩（一〇〇）	
〃	樽	一樽	一八、七五瓩（五〇〇）	
〃	その他		任意	
十三、貝類製品	前号に準ずる			
十四、えび製品	箱	一箱	三〇瓩（八貫）	
〃	〃	〃	一二瓩（三、五〇〇）	
〃	〃	〃	三、七五瓩（一貫）	
〃	俵	一俵	三七、五瓩（一〇〇）	
十五、なまこ製品	十二号に準ずる			
十六、海藻類				
〃	昆布製品	箱	一八、七五瓩（五貫）	中味の汚染を防止する
〃	〃	一結り	三〇瓩（八〇〇）	
〃	〃	〃	三七、五瓩（一〇〇）	
〃	蔕包	一蔕	五六、二五瓩（一五〇）	

〃	〃	七五瓩（三〇〃）	
和布製品	箱	一箱	八、七五瓩（五貫）
その他			任意
寒天原藻	俵	一俵	三七、五瓩（一〇貫）
十七、水産動物油	罐	一罐	一六、五瓩（四貫四）
〃	ドラム罐	〃	一八一、五瓩（四八、四〃）
十八、水産肥飼料	叺	一叺	三〇、五瓩（一〇貫）
〃	〃	〃	四五瓩（一二〃）
〃	俵	一俵	三七、五瓩（一〇〃）
〃	〃	〃	五二、五瓩（一四〃）

但し各製品とも荷造を完全になしいづれも容器の外側に品目、重量、生産者の住所氏名又は名称を明示するものとする

三枚を一束とし細白紙若しくは藻繩をもつて結束する

俵装は莚を用い廂口は切莚にて覆い九縫以上繩掛をなし横繩廻り三ケ所縦繩二條十文字掛とする

容器は凸凹の甚だしくないものを用い所定の罐蓋で密封し、太繩（径四歩）で縦横十文字掛とする

叺は良質のものを用い内容物脱漏の虞がないものを用う

掛繩は三ケ所横二ケ所に各二條の掛繩をする

別表（二）

水産物検査有効期間

品目	有効期間
一、魚類乾製品	
俵（ち、棒すげそうたち、開すけそうたち	二箇月

すけがきたら、すきみたら、みがきすけそうたら及びすきみすけそうたら、（水分量三五%以下のもの）	五箇月	
開たら（水分量三五%以下のもの）	三箇月	十五日自五月一日至十月三一日七日
煮乾わかさぎ	五箇月	
みがきにしん、骨付みがきにしん、及びぼかわりにしん（水分量二二%以下のもの）丸乾すけそうたら（水分量二五%以下のもの）さめひれ、乾かすべ、煮乾にしん、圧搾煮乾にしん、圧搾煮乾いわし		
燻製にしん、（冷燻）焼乾いわし、乾たら胃、燻製ほつけ（冷燻）燻製かれい、（冷燻）煮乾さめ、丸乾わかさぎ、燻製さけ（冷燻）燻製きす、（冷燻）焼乾わかさぎ	三箇月	
素乾いわし、素乾きびなご、煮乾いわし、煮乾きびなご、煮乾さば、煮乾あじ、煮乾こうなご	二箇月	
開乾あじ（くさや）	三箇月	
丸乾こうなご	二箇月	
開たら、みがきたら、すきみたら、開すけそうたら、みがきすけそうたら及びすきみすけそうたら（水分量四五%以下三五%を超えるもの）ぼかわりほつけ、丸乾とまい、開とまい、開こまい、塩乾さめ、開にしん（水分量三五%以下のもの）丸乾にしん、煮乾いわし、（ちりめん）燻製いわし（冷燻）燻製さば（冷燻）燻製さんま（冷燻）煮乾ふぐ、すきみふぐ、丸乾いわし（上乾）丸乾あじ（上乾）みがきにしん及び骨付みがきにしん（水分量三五%以下二二%を超えるもの）丸乾すけそうたら（水分量五五%以下二五%を超えるもの）丸乾ほつけ、丸乾かれい、燻製さめ、乾かすべ（水分量三五%以下のもの）	一箇月	
開ほつけ		十五日自五月一日至十月三一日七日

燻製にしん（溫燻）開乾いわし、燻製いわし（溫燻）開さば（水分量三五％以下のもの）燻製さば（溫燻）丸乾さんま、開さんま（水分量三五％以下のもの）燻製さんま（溫燻）燻製ほつけ（溫燻）燻製かれい（溫燻）開乾のどくろ、開乾とうじん、開ふぐ、燻製さけ（溫燻）燻製ます（溫燻）　十五日　自五月一日　至十月三一日七日

開干あじ　二箇月

みがきにしん（水分量六〇％以下五〇％以上のもの）干にしん（水分量六〇％以下三五％を超えるもの）丸干いわし（半干）丸干さけ、開さば及び開さんま（水分量五〇％以下三五％を超えるもの）丸干あじ（半干）燒かれい　十日　自五月一日　至十月三一日七日

たらそぼう及びすけそうたらそぼう（水分量二五％以下のもの）　五箇月

二、魚類塩藏品

塩藏にしん、同たら、同すけそうたら、同さけ、同ます、同ほつけ、同かすべ　三箇月

右以外の塩藏品　一箇月　自五月一日　至十月三一日二十日

一、鹽品

三、魚卵製品

乾かずのこ　十日　自五月一日　至十月三一日五日

鹽かずのこ、同たらこ　十箇月

右以外の魚卵製品　一箇月

四、水産物つけ物類　一箇月　自五月一日　至十月三一日十五日

五、水産物つくだに　同　二十日

海藻つくだに

六、ねり製品　かまぼこ　自三月一五日　至五月三一日四日

焼ちくわ　同　五日

七、鹽辛製品　自六月一日　至九月三〇日二日

八、節類製品　同　三日

裸　節　自五月一日　至十月三一日二箇月

なまり節　六箇月

九、削節類　三箇月

五日

十、食料魚粉　二箇月　自五月一日　至七月三一日一箇月

ふりかけ　三箇月　自五月一日　至七月三一日二箇月

でんぶペースト　一箇月

十一、いか製品　五箇月　自六月一日　至八月三一日三箇月

のしするめ、刻みするめ、煮乾いか　三箇月　自五月一日　至七月三一日二箇月

鹽藏いか　二箇月　自五月一日　至十月三一日一箇月

酢いか　一箇月　自五月一日　至十月三一日二十日

一鹽いか　十日　自五月一日　至十月三一日五日

十二、たこ製品

煮だこ、削だこ	三箇月	一箇月自五月一日至十月三一日二十日
鹽だこ		七日自五月一日至十月三一日三日
酢だこ		
煮だこ		

十三、貝類製品

貝類乾製品	六箇月	
鹽あわび、鹽ほたて	一箇月	
煮ほたて	七日	

十四、えび製品　一箇月

十五、なまこ製品（ふじこを含む）　六箇月

十六、海藻製品

こんぶ加工品	六箇月	
ほしのり	二箇月	自五月一日至七月三一日七箇月
十七、水産動物油	三箇月	
十八、水産肥飼料	十箇月	
生玉箱	六箇月	
	一箇月	自五月一日至十月三一日十日

備考

一、有効期間の日数計算は、鉄道定期券に準ずる（例えば有効期間五箇月間のもので四月一五日に検査したものは九月一四日まで有効）

二、有効期間の記載方法は検査証票に「有効期間○日間」と記載し成るべく横書とすること。

◇鳥取縣規則第十二号

地方公共團体手数料令に基き鳥取縣水産製品検査手数料規則を次のように定める。

昭和二十四年二月十八日

鳥取縣知事　西尾愛治

鳥取縣水産製品検査手数料規則

第一條　鳥取縣水産製品検査規則による検査手数料を次のように定める。

品目	單位	検査手数料
魚類乾製品	一貫	二円五〇錢
魚類鹽藏品	同	一、〇〇
魚卵製品	同	五、六〇
水産物つけ物類	同	三、〇〇
同つくだに	同	三、五〇
ねり製品	同	二、八〇
鹽辛製品	同	一、〇〇
節類		
かつおまぐろ節（なまり節を除く）	同	八、八〇
その他の節類	同	二、五〇
削節類	同	四、〇〇
食料魚粉	同	二、二〇
いか製品	同	二、三〇
たこ製品	同	一、二〇
貝類製品	同	九、六〇
乾えび（あみを含む）	同	二、四〇
乾なまこ（ふじこを含む）	同	七、七〇
海藻製品		
こんぶ	同	一、二〇
こんぶ加工品	同	二、六〇

のり製品　十帖　二、〇〇
その他の海藻製品　一貫　一、二〇
水産動物油　一罐（四貫四百匁）八、三〇
同肥飼料　一貫　七〇

手数料の計算上生じたる錢位未滿の端數は四捨五入するものとする

第二條　檢査手数料は様式第一号の鳥取縣水産製品檢査手数料收入証紙（以下單に証紙という）を檢査申請書に貼付して納付しなければならない。

第三條　既納の檢査手数料は理由の如何を問わずこれは還付しない。

第四條　き損し汚損し又は消印を押捺し若しくはその痕跡がある証紙はこれを使用することができない。

第五條　檢査吏員は証紙を受理したときは、その当否を調査しこれに消印を施さなければならない。

第六條　証紙の区分は次の九種とし売捌所は別にこれを定める。

一錢証紙　地色橙　五錢同　同青
十錢同　同赤
五十錢同　同緑
一円同　同紫
五円同　同茶褐
十円同　同桃
五十円同　同黄
百円同　同朱

第七條　売捌人は所要証紙を様式第二号の請求書により知事に請求し現金と引換にその交付を受けなければならない。

第八條　売捌人に対する証紙売捌手数料は証紙額面の百分の三とし証紙の交付の度これを交付する。

第九條　売捌人は証紙額面金額で証紙の売捌をしなければならない。

第十條　売捌人は見易い場所に様式第三号の標札を掲げなければならない。

第十一條　証紙の交付を受けようとする者はこれが請求書、証紙額面金額を淺えて第六條による売捌所からこれを求めなければならない。

附則

この規則は昭和二十四年一月一日からこれを適用する。

昭和二十三年一月鳥取縣水産製品檢査手数料規則（鳥取縣規則第四号）はこれを廢止する。

様式第一号　証紙

縦　一、五糎
横　三、七糎

様式第二号

水産製品檢査手数料証紙交付請求書（半紙判）

種類	数量	金額	備考

右水産製品檢査手数料証紙の請求を致します。

昭和　年　月　日

鳥取縣知事　殿　　申請者　㊞

様式第三号

鳥取縣水産製品檢査手数料証紙売捌所

告示

◇鳥取縣告示第八十四号

毒物劇物營業取締法第十二條の規定による証票を次のよ、

うに交付並びに返納した。

昭和二十四年二月十八日

鳥取縣知事　西尾　愛治

証票番号	職氏名	交付返納別
第七号	鳥取縣事務吏員　中井　信行	交付昭和二十四年二月十日
第八号	同　浜田　勝一	同　同
第九号	同　岡本　龍雄	同　同
第十号	鳥取縣技術吏員　有元　孝雄	同　同
第十一号	同　小田傳一郎	同　同
第十二号	同　山内　晃	同　同
第十三号	同　金田　正夫	同　同
第十四号	同　山本　正二	同　同
第十五号	同　佐藤　敏明	同　同
第五号	同　岸本　勇夫	返納同一月六日

記

郡	町村	大字	字	地番	地目	面積	保安林種	所有者住所	所有者氏名
八頭	智頭	大内	小谷段	七五五	山林	九〇六反	土砂扞止	八頭郡智頭町大内	横川　富治
同	同	野原	山本	三〇〇	同	四一八	同	同　野原	古谷甚十郎
同	同	同	同	三〇一	同	二一五	同	同	同
東伯	高城	岡	清水坂	五五ノ三	同	一、三一八	同	東伯郡高城村岡	門脇仙次郎
同	同	同	同	五六ノ四	同	〇二七	同	同	門脇　定治

◇鳥取縣告示第八十五号

左記土地を保安林に編入する予定である。

昭和二十四年二月十八日

鳥取縣知事　西尾　愛治

郡	町村	大字	字	地番	地目	面積	保安林種	所有者住所	所有者氏名
同	同	同	同	五五ノ四	同	三〇二	同	同	門脇仙次郎
同	同	同	同	五六ノ一	同	二、三一三	同	同	同
同	同	同	同	五七	同	二〇五	同	同	同
同	同	同	牧谷	四七ノ一	同	五、七一三	同	同	谷川　辰蔵
同	旭	牧	滝ケ谷	五〇一	同	三〇六	同	同旭村牧	木村　忠蔵
同	同	同	同	五〇四ノ一	同	五〇八	同	同	谷川須磨蔵
同	同	同	同	五〇五	同	〇〇六	同	同	山田　利雄
同	同	同	同	五〇六	同	四〇三	同	同今泉	藤本　仲蔵
同	同	同	同	五一五	同	一、六〇八	同	同	山口　初蔵
同	同	同	同	五四四	同	六、八一〇	内一、〇〇〇	同	同
同	同	同	同	五四六	同	六、四〇〇	内一、〇〇〇	同	旭　村
同	同	同	同	五四七ノ一	同	四三、七〇〇	内六、〇〇〇	同旭村	宮本　喜蔵
同	同	同	同	五四七ノ二	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	同牧	米原　作市
同	同	同	同	五四八	同	五、〇二〇	内一、〇〇〇	同今泉	安本　一男
同	同	同	曹源寺眞谷	五九二	同	四、六二〇	一、一一五	同曹源寺	岩佐　藤吉
同	同	同	同	五九三	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	同	安木　一男
同	同	同	同	五九五	同	二、六二〇	内、六一五	同	石田　宗一
同	同	同	同	五九六	同	三、〇一〇	内、七一五	同	同

同	同	五九七	同	三、四二〇	内、八一五
同	同	六〇一ノ二	同	一、〇二三	内、二〇〇
同	同	六一九ノ一一	同	一、六〇〇	内、六〇〇
同	同	六二〇ノ四	同	二、三〇〇	内、六〇〇
同	同	六二一	同	、六〇〇	内、二〇〇
同	赤松東島ケ谷五三二ノ二一		同	三、〇〇〇	内、五〇〇
同	同	二〇	同	、一〇〇	、一〇〇
同	同	一九	同	、三二〇	、三二〇
同	同	一八	同	三、一〇〇	内、四〇〇
同	同	一七	同	、〇一〇	、〇一〇
同	同	一六	同	、一〇〇	、一〇〇
同	同	一五	同	、二〇〇	、二〇〇
同	同	一四	同	、〇一〇	、〇一〇
同	同	一三	同	、〇二五	、〇二五
同	同	一二	同	、〇二〇	、〇二〇
同	同	一一	同	、〇〇五	、〇〇五
同	同	一〇	同	、二〇五	、二〇五
同	同	七	同	、〇二〇	、〇二〇

同	矢吹　米藏
同	岩佐　藤吉
同	石田　宗一
同	同
同	岩佐　政義
同	中田芳次郎
同	中野　春藏
同	中野　鑒二
同	中野　よし
同	中野　春藏
同	同
同	柴田　晴雄
同	中田　肇
同	中田芳次郎
同	中野　春藏
同	中野　鑒二
同	中野　春藏
同	中田芳次郎

同	同	六	同	三、〇〇〇	内、三〇〇
同	同	五	同	、一一〇	、一一〇
同	同	四	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同	同	三	同	、八〇〇	内、三〇〇
同	同	二	同	四、五〇〇	内、五〇〇
同	同	一	同	一、五〇〇	一、五〇〇
同	同	五四二	同	六、五〇〇	同
同	同	五四一	同	四、一一一	内一、一〇〇
同	同	五四〇	同	八、一一五	内二、四〇〇
同	同	五三九	同	八、四〇八	内一、二〇〇
同	同	五三八	同	八、四二四	内一、〇〇〇
同	同	五三三ノ四	同	三、二〇〇	内、一〇〇
同	同	一	同	三二、三〇〇	内三、〇〇〇
同	同	五三二ノ二八	同	、二〇〇	、二〇〇
同	同	二七	同	、〇二五	、〇二五
同	同	二六	同	、五二〇	、五二〇
同	同	二五	同	、六〇〇	、六〇〇
同	同	二四	同	、四一〇	、四一〇
同	同	二三	同	、一〇〇	、一〇〇

同	中田　肇
同	中野　春藏
同	中田芳次郎
同	中田　肇
同	廣田　弁吉
同	田村　宇一
同	湯本　市藏
同	同
同	太田　正成
同	中田芳次郎
同	柴田　晴雄
同	旭村
同	同赤松
同	柴田　晴雄
同	田村　宇一
同	湯本　市藏
同	中田芳次郎
同	中野　春藏
同	同

同	同	同	二、〇〇〇	二、〇〇〇	同
同	同	同	一〇〇	〇二五	同
同	同	五五三ノ二七	同	同	同
同	同	一〇	二、〇〇〇	内、七〇〇	同
同	同	九	二、七〇〇	内一、四〇〇	同
同	同	五五二	五、二〇〇	内一、三〇〇	同
同	同	五五〇	四、八一〇	内、四〇〇	同
同	同	五四九	五、〇一二	内、六〇〇	同
同	同	五四八	七、一二四	内三、三〇〇	同
同	同	五四七	二、七二四	内、三〇〇	同
同	同	五四六	三、五一六	、四〇〇	同
同	同	五四五	六、八一〇	、九〇〇	同
同	同	五四三	三、二二〇	、八〇〇	同
同	高城櫻谷山	六二	三、七二二	三、七二二	同
同	同	六三	、七二七	、七二七	同
同	同	六四	、三一五	、三一五	同
同	同	六五	四二、二〇六	四二、二〇六	同
同	同	六六	三〇、九〇二	三〇、九〇二	同
同	同	六七	一五、七一六	一五、七一六	同

太田　正成	中西　みつ	中田芳次郎	柿本　豊光	中野　奉蔵	廣田千太郎
道家　綾子	柴田　克己	同	中田　肇	柿本　豊光	中田　肇
山根　源吉	山根　覚蔵	山根　源吉	山根　覚蔵	山根　源吉	田村　岩雄
坂本　槙吾	同	同	同	同	同

同	小北野	八幡西平	六八五	四、四一五	同
同	同	同	六八五ノ一	八、六〇三	同
八頭若櫻	淵見	大平七八二ノ内第九	焼畑	、四〇〇	同
同	隼	見槻	吸谷	八一八ノ四	山林
同	同	瀬戸山	八一七	四、〇〇〇	同
同	同	石黒	七一三	二、〇〇〇	同
同	同	同	七一四	四、九一五	同
同	同	同	七一六	七、一〇〇	同
同	賀茂郡家	通リ谷東平七四一ノ三	同	五、〇〇〇	同
同	同	同	四	二、五〇〇	同
同	奥谷	岩井谷	三五八	六、八〇五	同
日野日野上三榮		雁田山	一、五五八	一七、四七三	同
同	同	同	一、五六五	二、三二三	同
同	同	矢戸	久田間山	八七一	同
同	同	三本杉	八七三	、三二七	同
同	黒坂	黒坂	久住谷東平四七六ノ二	同二二〇、五一七	内七、七〇七
同	溝口	上野	小谷尻	一七五	同
同	同	日垣屋敷	二三㊦	山林	一、〇二一

桑名清太郎	同	中尾　修	中尾　増蔵	小林美和三	中田　庄治
同	西川　元蔵	賀茂　村	同	奥平　五九	井川　貞雄
佐伯　二枝	入沢　廉	同	黒坂町	権代　英明	山岡安太郎

同	日野	本郷	ハゲラ	一、六六九	原野	二、六〇〇	同	二、六〇〇	同日野村
同	同	同	同	一、六六七	同	〇一八	同	〇一八	同本郷
同	同	同	同	一、六六八	同	〇二七	同	〇二七	同
同	福榮	豊榮	釜ケ谷山	一、四〇六	山林	一一、五〇〇	同	一一、五〇〇	同福榮村豊榮
同	同	地獄谷	一、四〇四	同	六、六一四	六、六一四	同	六、六一四	同
八頭	八東	清德	上河原平	二四三	同	一六、四二〇	内五、〇〇〇	同	八頭郡八東村鍛治屋
同	若櫻	若櫻	石屋開地	一、五一〇	同	八、八一〇	内、五〇〇	同	同若櫻町
氣高	日置	山根	大鳴	三次ノ一	原野	一二六	内、一二六	同	氣高郡日置村山根
同	同	同	同	五ノ三	畑	七二二	内、二〇〇	同	同河原
同	同	同	同	三次ノ二	山林	二二四	〇二四	同	同山根
同	勝部	楠根	西村内	二六五	畑	九二三	五〇〇	同	同勝部村西村内
同	同	八葉寺大蕪西平		八三三	原野三〇〇、〇〇〇		一、〇二四	同	同勝部村
同	同	桑原	土谷	八四一ノ一	同	九、三二三	一、一〇〇	同	同
同	同	澄水	今西	五八八	山林	三一〇	三一〇	同	同澄水
同	同	八葉寺西岩落		八三〇ノ三	同	五、三二八	内、五〇三	同	同八葉寺
同	大和	玉津	白谷	四一八	同	五、一二〇	内、四一八	同	同大和村倭文
西伯	大山	佐摩	上大岸	一一六		一、三〇二	一、三〇二	同	西伯郡大山村佐摩
同	高麗	平田	村屋敷	九三ノ一	畑	六一三	六一三	防風林	同高麗村平田

同	大山	宮内	後尾無ケ原	八六ノ三	畑	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	水源涵養林	同高麗村
同	同	同	同	同	同	一四、六二七	一四、六二七	同	同
同	所子	龜尾	下河原	五八〇	同	三〇九	三〇九	防風林	同所子村龜尾
同	同	同	同	五七三	山林	一、七二五	一、七二五	同	同
同	同	同	同	五七九	同	一〇一	一〇一	同	同
同	同	同	坂ノ下	五八二	畑	〇一二	〇一二	同	同
同	同	同	同	五八五	山林	一一〇	一一〇	同	同
同	同	同	同	五八七ノ二	同	二一六	二一六	同	同
同	同	同	同	五八八	雜種地	〇一九	〇一九	同	同
同	同	同	同	五八九	山林	一〇〇	一〇〇	同	同
同	同	同	同	五九二	同	〇一二	〇一二	同	同
同	同	同	中坪	五九三	雜種地	〇一六	〇一六	同	同
同	同	同	倉垣	五九四	同	〇一三	〇一三	同	同
同	同	同	坂ノ下	九五六	山林	〇一七	〇一七	同	同
同	同	同	中坪	六四四	同	二二〇	二二〇	同	同
同	同	同	倉垣	六四八	原野	三一九	三一九	同	同
同	同	同	同	六四九	山林	三二二	三二二	同	同
同	同	同	四反田	六八二	同	四二〇	四二〇	同	同

同	同	白河	七一三	同	、四二五
同	同	同	七一四	同	、一二八
同	同	同	七一六	同	、一〇三
同	同	同	七一七	同	、一一五
同	同	同	七一八	田	、四二八
同	同	同	七一九	山林	、二〇〇
同	同	同	七二〇	田	、三三二
同	同	同	七二一	原野	、一〇八
同	同	同	七二二	山林	、一〇六
同	同	倉垣	六四七ノ一	同	、二〇〇
同	同	白河	七〇九	同	、八二〇
岩美	浦富	浦富	坊谷三、〇八一ノ一五	同	二一、〇〇〇
同	倉田	八坂	本谷山	三九五ノ一	原野二六、二一二内一五、〇〇〇
同	成器	上地	大平ル	九〇九内一	山林 、二〇七
同	同	同	同	九一二	同 二、四〇二
同	福部	藏見	ヨツ谷	七七一	原野九八、一一二 九八、一一二
同	同	太田成		七六九	山林一二、九〇二 一二、九〇二
同	同	同		七六七	一三、六二〇 一三、六二〇

同	同	同	同	同	、四二五
同	同	同	同	同	、一二八
同	同	同	同	同	、一〇三
同	同	同	同	同	、一一五
同	同	同	同	同	、四二八
同	同	同	同	同	、二〇〇
同	同	同	同	同	、三三二
同	同	同	同	同	、一〇八
同	同	同	同	同	、一〇六
同	同	同	同	同	、二〇〇
同	同	同	同	同	、八二〇
岩美郡浦富町	同	同	同	同	二一、〇〇〇
同倉田村	同	同	同	同	三九五ノ一、原野二六、二一二内一五、〇〇〇
同成器村上地	同	同	同	同	九〇九内一、山林 、二〇七
同	同	同	同	同	九一二 同 二、四〇二
同	同	同	同	同	七七一、原野九八、一一二 九八、一一二
同藏見	同	同	同	同	七六九、山林一二、九〇二 一二、九〇二
同	同	同	同	同	七六七、一三、六二〇 一三、六二〇

福留莊太郎	同	福留 喜六	同	神宮寺	同
福留菊太郎	同	福留 繁	福留 忠藏	永見 順行	倉田 村
谷口善代松	谷口 定藏	福部 村	黑田亮太郎	同	同

同	大谷	大谷	越後谷二二一三ノ三	一〇八、四二二	一〇八、四二二
同	同	同	西筒竹二二一六ノ八	山林	九、〇〇〇
同	同	同	同	同	四、〇一〇
東伯	三德	坂本	家頭	九〇六	同
同	同	同	同	九〇七	、二一二
八頭	智頭	惣地	大谷	六四六ノ一	原野 四、八〇三
東伯	中北條	江北	川上	二、九六九	山林 、一二〇
同	同	同	同	二、九七〇	同 九、七〇二
同	同	同	同	二、九七一	同 、三一五
同	浦安	逢東	浜田河原一、三六ノ一四	原野	二、五二〇
同	同	同	同	同	一七 同 一、〇一七
同	中北條	江北	中蛇谷三、〇〇三ノ三畑		、七〇八
氣高	浜村	八束	水城山一、二九六次六	山林	一四〇、〇〇〇
同	同	同	同	二、五四六	同 一、一〇八
八頭	池田	中原	中江一、三二九ノ一	同	四〇六、二二〇
同	同	同	同	二	同 六一、〇〇〇
同	同	同	同	一、三三〇	同 七〇、〇〇〇
同	同	同	同	一、三二一	同 九〇、〇〇〇

同大岩村	同	同	同	同	同
鉄道省	横山 春利	長安梅十郎	能見彙次郎	西尾善十郎外二十三名	加藤 廉藏
同	同浦安町	同逢東	伊藤 友輝	松本五一郎	田淵元次郎
浜村町	同	中北條村江北	氣高郡浜村町姫路	同浜村町	池田 村
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同智頭町	米原章三 智頭木工合資会社 鳥取縣				

同	同	一、三三二	同	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
同	同	一、三三三	同	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
同	同	一、三三四	同	三八五、〇〇〇	三八五、〇〇〇
同	同	一、三三四ノ一	同	一六五、〇〇〇	一六五、〇〇〇
同	同	一、三三五	同	四三〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇
同	同	一、三三六	同	九一、〇〇〇	九一、〇〇〇
同	同	一、三三七	同	二一〇、三一〇	二一〇、三一〇
同	同	一、三三七ノ一	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	同	一、三三八	同	一五三、〇〇〇	一五三、〇〇〇
同	同	一、三三八ノ一	同	七、〇〇〇	七、〇〇〇
同	同	一、三三九	同	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
同	同	一、三四〇	同	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
同	同	一、三四一	同	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
同	同	外ノ岡 一、三四六	同	六八四、八〇〇	六八四、八〇〇
同	同	一、三四六ノ一	同	三八五、二〇〇	三八五、二〇〇
同	同	大寶 一、三六五	同	一四三、三一〇	一四三、三一〇

同	同	同池田村	兵庫縣飾磨郡白浜町二八八	池田村	富士谷利作
同	同	同智頭町	鳥取縣	米原章三	
同	同	池田村	八頭郡池田村	池田村	
同	同	同	兵庫縣佐用郡平福町平福五六一	原田耕一郎	

同	同	カレイ谷一、三八八	二三三、〇〇〇	二三三、〇〇〇	同伊丹市伊丹字梅ノ木三三〇番地ノ一八
同	同	落折ハサリ 二六五	同	一〇、六〇五、八〇八	一〇、六〇五、八〇八
同	同	二六五ノ一	同	一、八一〇	一、八一〇
同	同	一四	同	一〇、七一六	一〇、七一六
同	同	一六	同	八、一〇四	八、一〇四
同	同	二〇	原野二八、六二二	二八、六二二	
同	同	二九	山林一五、〇二二	一五、〇二二	
同	同	三三	同	九、五二二	九、五二二
同	同	三四	同	四、三一〇	四、三一〇
同	同	三七	同	二七、六〇七	二七、六〇七
同	同	四〇	同	七、〇〇〇	七、〇〇〇
同	同	四一	同	一四、五二〇	一四、五二〇
同	同	四五	同	九、三一〇	九、三一〇
同	同	四七	同	一三、二二一	一三、二二一
同	同	四九	同	二二、一一六	二二、一一六
同	同	五三	同	八、四〇〇	八、四〇〇

同	同	廣島縣山縣郡戸河内町九二四	落合吾六	一	
同	同	八頭郡丹比村德丸	井上甚一		
同	同	廣島縣山縣郡戸河内町九二四	落合吾六		
同	同	同	同		
同	同	大阪府南河内郡川西村北山	岩根一		
同	同	同	同		
同	同	廣島縣山縣郡戸河内町九二四	落合吾六		
同	同	大阪府南河内郡川西村北山	岩根一		
同	同	同	同		
同	同	廣島縣山縣郡戸河内町九二四	落合吾六		
同	同	廣島縣山縣郡戸河内町九二四	落合吾六		
同	同	同	同		
同	同	同	同		
同	同	同	同		
同	同	同	同		
同	同	同	同		

同	山郷	中原	イカリ	八七六ノ一	同	二四、三一〇
同	同	同	二	同	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
同	同	同	三	同	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
同	同	本谷上ミ平	八七九ノ一	同	二〇、〇一六	二〇、〇一六
同	同	駒帰	大井谷	六八二ノ一	畑 二〇、三〇九	二〇、三〇九
同	同	同	二	原野	九、五〇〇	九、五〇〇
同	同	同	三	同	、三〇〇	、三〇〇
同	同	同	四	同	、二〇〇	、二〇〇
同	同	同	五	同	二二、三〇〇	二二、三〇〇
同	同	同	六	同	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同	同	同	七	同	、八〇〇	、八〇〇
同	同	同	八	畑	、三〇〇	、三〇〇
同	同	同	九	同	、一〇〇	、一〇〇
同	同	同	一〇	原野	、一〇〇	、一〇〇
同	同	同	一一	同	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
同	同	同	一二	同	二二、七一八	二二、七一八

同	山郷村	八頭郡山郷村
同	水源涵養	山郷村農林省
同	同	山郷村
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	大阪市東区備後町二丁目上田林業株式会社
同	同	同
同	同	同
同	八頭郡山郷村	山郷村
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	大阪市東区備後町二丁目上田林業株式会社

00898

同	山郷	中原	イカリ	八七六ノ一	同	二四、三一〇
同	同	同	同	二	同	二〇、〇〇〇
同	同	同	同	三	同	二〇、〇〇〇
同	同	本谷上ミ平	八七九ノ一	同	二〇、〇一六
同	同	駒帰	大井谷	六八二ノ一	畑	二〇、三〇九
同	同	同	同	二	原野	九、五〇〇
同	同	同	同	三	同	、三〇〇
同	同	同	同	四	同	、二〇〇
同	同	同	同	五	同	二二、三〇〇
同	同	同	同	六	同	一〇〇、〇〇〇
同	同	同	同	七	同	、八〇〇
同	同	同	同	八	畑	、三〇〇
同	同	同	同	九	同	、一〇〇
同	同	同	同	一〇	原野	、一〇〇
同	同	同	同	一一	同	六〇、〇〇〇
同	同	同	同	一二	同	二二、七一八

同	八頭郡山郷村	山郷村農林省
同	水源涵養	同
同	同	山郷村
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	大阪市東区備後町二丁目上田林業株式会社	同
同	同	同
同	同	同
同	八頭郡山郷村	山郷村
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	大阪市東区備後町二丁目上田林業株式会社	同

00899

同	同	同	同	同	同	六八三
同	同	同	葛籠原	六八一	同	、一〇〇
同	同	同	同	六八〇	同	、〇〇五
同	同	同	同	三九五	田	一、二二七
同	同	同	同	三九五ノ一	雑種地	、〇一八
同	同	同	イカリ谷	六五六	山林	一一五、〇〇〇
同	同	西谷	北ノ谷	九五八	同	、八二四
同	同	同	同	九五九	同	、二〇六
同	同	同	同	九六〇	同	一、〇一二
同	同	同	同	九六一	同	、二二八
同	同	同	同	九六二	同	、八二四
同	同	同	大西山	九七八	原野	二八、〇〇〇
同	同	同	同	九七九	山林	九一、五一五
同	同	同	同	九七九ノ一	同	三〇、五〇〇
同	同	同	土師坂山	九八七	同	一、二二八
同	同	同	同	九八八	同	五、一一四
同	同	同	同	九八八ノ一	同	、七二四
同	同	同	同	九八九ノ一	畑	一、四二二

同	岡山縣英田郡土居村土居	中村吉十郎
同	同	同
同	八頭郡山郷村駒帰	中島雄遇
同	同	藤原茂吉
同	兵庫縣多可郡松井庄村奥荒田藤田武外一名	
同	岡山縣津山市材木町	粉川武雄
同	同	同
同	八頭郡山郷村西谷	河村まつよ
同	岡山縣津山市材木町	粉川武雄
同	同	同
同	八頭郡山郷村	山郷村
同	同	同
同	同	萩原藤吉
同	同	同
同	同	岡田可知
同	同	山郷村

00900

同	同	同	同	同二	原野	二五、八一八	二五、八一八	同	同	同
同	同	同	同	同三	同	六、〇〇〇	六、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	小屋ノ谷	九九八	山林	七、一一〇	七、一一〇	同	同西谷	岡田亀太郎
同	同	同	同	九九九	原野	一六、六二〇	一六、六二〇	同	同山郷村	山郷村
同	同	同	同	一、〇〇〇	山林	五、九二三	五、九二三	同	同西谷	岡田亀太郎
同	同	同	大松尾	一、〇一三	同	、九〇〇	、九〇〇	同	同中原	葉刈多平
同	同	同	同	一、〇二四	同	五、〇〇〇	五、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	一、〇一四ノ一	同	一、六二〇	一、六二〇	同	同	岡田さわ
同	同	同	同	一、〇一五	山林	五、一〇二	五、一〇二	同	同	同
同	同	同	同	一、〇一六	同	三、二〇〇	三、二〇〇	同	同	同
同	同	同	大ナル	一、〇二三	原野	八七、五一〇	八七、五一〇	同	同山郷村	山郷村
同	同	同	同	一、二三ノ一	畑	一、六二〇	一、六二〇	同	同	同
同	同	同	同	一、〇二四ノ一	原野	二五、四二六	二五、四二六	同	同西谷	岡田馨
同	同	同	同	同二	同	一八、四二三	一八、四二三	同	同山郷村	山郷村
同	同	中原	西ノ谷	六八七ノ一	山林	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	同	大阪市東区唐物町二丁目七番地	宮下木材商業株式会社
同	同	同	同	同二	同	五、〇〇〇	五、〇〇〇	同	兵庫縣揖保郡龍野町日山一八八	青木安次郎
同	同	同	大怱	七〇〇	同	五、〇〇〇	五、〇〇〇	同	大阪市東区唐物町二丁目七番地	宮下木材商業株式会社

00901

同	同	同	本谷上光平	八七九ノ二	同	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	同	八頭郡山郷村	山郷村
同	同	蕗原	小白坪マナ板谷	七一九	同	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二〇	同	二、〇〇〇	二、〇〇〇	同	同	同
同	智頭	大屋	尾長谷	五七九ノ一	同	三九、一一五	三九、一一五	同	同智頭町大屋	熊谷喜十郎外九名
同	同	同	同	同二	同	七、五〇五	七、五〇五	同	同山郷村尾見	青木壽男
同	同	眞鹿野	本谷奥	七二七ノ一	原野	七、四一二	七、四一二	同	同智頭町	智頭町
同	同	同	同	同二	同	、五一八	、五一八	同	同	同
同	同	同	同	七二八	同	八、四二八	八、四二八	同	同	同
同	同	同	同	七三〇ノ一	同	一一、九〇五	一一、九〇五	同	同	同
同	同	同	同	同二	同	、三〇〇	、三〇〇	同	同	同
同	同	同	同	同三	同	、二〇〇	、二〇〇	同	同	同
同	同	同	同	同四	同	一、五一〇	一、五一〇	同	同	同
同	同	同	同	同五	同	、〇一五	、〇一五	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ一	山林	、七一六	、七一六	同	同	同
同	同	同	同	同二	同	、〇二四	、〇二四	同	同	同
同	同	同	同	同三	原野	九、一一二	九、一一二	同	同	同
同	同	同	同	同四	同	、六一五	、六一五	同	同	同
同	同	同	同	同五	同	、〇二五	、〇二五	同	同	同

00902

同	同	六	二、九一三	二、九一三
同	同	七	二、三〇七	二、三〇七
同	同	八	三、三一三	三、三一三
同	同	九	六、一二五	六、一二五
同	同	一〇	、〇〇五	、〇〇五
同	同	一一	、〇一五	、〇一五
同	同	七三五ノ一	七、七〇〇	七、七〇〇
同	同	二	三七、一一八	三七、一一八
同	同	七三五ノ四	原野	、五〇〇
同	同	七三二	山林	、一〇〇
同	同	七三三	同	、〇〇六
同	同	七三七	原野	一八、三一〇
同	同	七二六	山林	、一二〇
同	奥本長谷	八七六	同	、二〇四
同	同	八七七	同	、四二〇
同	同	八七八	同	、六〇〇
同	同	八七八次一	同	、一〇〇
同	同	八七九		、三一〇

同	同	谷口靜外一名
同	同	谷口壽男
同	同	谷口才一
同	同智頭町	智頭町
同	同眞鹿野	谷口しな
同	同奥本	安住庸雄
同	同	柴田元次郎
同	同	安住恭太郎
同	同	同
同	同	柴田元次郎

00903

同	同	八八〇	、三一〇	同
同	同	八八一	、一一〇	同
同	同	八八二	、九〇〇	同
同	同	八八三	、五〇〇	同
同	同	八八四	、三一〇	同
同	同	八八五	、一二〇	同
同	同	八八六	、一一〇	同
同	同	八八七ノ一	、〇一五	同
同	同	八八七	、一〇五	同
同	同	八八八	、〇一八	同
同	同	八八八次一	、〇二一	同
同	同	八八九ノ一	六、三一〇	同
同	同	二	、四〇〇	同
同	同	三	五、八一〇	同
同	同	四	、〇二五	同
同	同	五	、〇二〇	同
同	同	八八九次一	、三一八	同
同	同	二	、〇一〇	同

柴田忠市	同智頭町奥本	戸板市藏
柴田彦市	同	安住喜代治
安住岸藏	同智頭町一	智頭町
安住庸雄	同奥本	安住よね
柴田元次郎	同智頭町	智頭町
柴田彦市	同奥本	安住和喜藏
安住喜代治	同	安住次郎
田中源六	同	安住庸雄
同社村川中	同	安住次郎

同	同	八八九ノ六	一、二〇〇	同
同	同	七	一、二〇〇	同
同	同	八	一、一〇〇	同
同	同	九	一、二〇〇	同
同	同	一〇	一、五〇〇	同
同	同	一一	一、六〇〇	同
同	同	一二	一、四〇〇	同
同	同	一三	一、七〇〇	同
同	同	一四	一、八〇〇	同
同	同	一五	一、三〇〇	同
同	同	一六	一、二〇〇	同
同	同	一七	、九〇〇	同
同	同	一八	一、二〇〇	同
同	同	一九	一、五〇〇	同
同	同	二〇	一、八〇〇	同
同	同	二一	一、四〇〇	同
同	同	二二	一、五〇〇	香川縣木田郡伊吹村原
同	同	二三	、八〇〇	八頭郡智頭町奥本

安住松太郎
柴田彦市
柴田忠市
同
安住展夫
国石荘蔵
安住高代
黒岩兼市
安住恭一郎
戸板定雄
柴田照一
安住悦治
安住実治　外一名
安住和喜蔵
黒岩龍太郎
安住実治
中浜良雄
黒岩兼市

同	同	二四	、八〇〇	同
同	同	二五	一、三〇〇	同
同	同	二六	一、一〇〇	同
同	同	二七	一、四〇〇	同
同	同	二八	、九〇〇	同
同	同	二九	一、五〇〇	同
同	同	三〇	、七一五	同
同	同	三一	一、六〇〇	同
同	同	三二	一、四〇〇	同
同	同	三三	一、四〇〇	同
同	同	三四	一、四〇〇	同
同	同	三五	一、六〇〇	同
同	同	三六	一、八〇〇	同
同	同	三七	一、五〇〇	同
同	同	三八	一、〇〇〇	同
同	同	三九	一、六〇〇	同
同	同	四〇	八、〇〇〇	同
同	同	四一	一、三〇〇	同

黒岩正雄
安住宇三
安住喜代治
安住庸雄
安住展夫
柴田照一
柴田忠市
安住庸雄
戸板定雄
安住和喜蔵
安住喜代治
安住次郎
戸板文一
安住和喜蔵
黒岩幾蔵
安住和喜蔵
安住次朗

同	同	四二	同	一、五〇〇
同	同	四三	同	、四〇〇
同	同	四四	同	一、二〇〇
同	同	四五	同	一、四〇〇
同	同	四六	同	二、五〇〇
同	同	四七	同	二、五〇〇
同	同	四八	同	、四〇〇
同	同	四九	同	、六一五
同	同	八九〇	同	、二〇〇
同	同	八九〇ノ一	同	、〇二一
同	同	八九一	同	、〇二一
同	同	八九一次一	同	、〇〇七
同	同	八九二	同	、二二〇
同	同	八九三	同	、〇二五
同	同	八九四	同	、三一五
同	同	八九五	同	、六二〇
同	同	八九六	同	一、〇〇〇
同	同	八九七	同	、四〇〇
同	同	一、五〇〇	同	柴田岩太郎
同	同	、四〇〇	同	安住よね
同	同	一、二〇〇	同	安住実
同	同	一、四〇〇	同	安住実治
同	同	二、五〇〇	同	安住正夫
同	同	二、五〇〇	同	安住泰一郎
同	同	、四〇〇	同	安住よね
同	同	、六一五	同	安住和喜藏
同	同	、二〇〇	同	柴田元次郎
同	同	、〇二一	同	柴田茂
同	同	、〇二一	同	同
同	同	、〇〇七	同	戸板市藏
同	同	、二二〇	同	柴田茂
同	同	、〇二五	同	檀原万吉
同	同	、三一五	同	柴田茂
同	同	、六二〇	同	安住泰太郎
同	同	一、〇〇〇	同	安住岩藏
同	同	、四〇〇	同	安住よね

同	同	八九八	、〇一〇	同
同	同	八九九	、〇一〇	同
同	同	九〇〇	、三一〇	同
同	同	九〇一	原野二九、二一〇	二九、二一〇 同
同	同	九〇二	山林、三一〇	同智頭町
同	同	八四七	、二一二	同奥本
同	同	八四八	、四二〇	同
同	同	八四九	原野、一一〇	同
同	同	八五〇	、一一四	同
同	同	八五一	、二一二	同
同	同	八五二	山林、五〇六	、三〇六 同
同	同	八五三	、一〇六	、一〇六 同
同	同	八五四	、三一五	、三一五 同
同	同	八五五	一、六〇〇	一、六〇〇 同
同	同	八五六	、三一〇	、三一〇 同
同	同	八五七	、五〇〇	、五〇〇 同
同	同	八五八	、三一五	、三一五 同
同	同	八五九	、一一五	、一一五 同
同	同	戸板米藏	安住照治	同
同	同	安住平五郎	安住實治	同
同	同	戸板市藏	安住庸雄	同
同	同	同	同	同

00908

同	八五九ノ一	一〇五	同	戸板　米蔵
同	八六〇	一一五	同	安住喜代治
同	八六一	〇二〇	同	同
同	八六二	〇一二	同	同
同	八六三	〇一二	同	安住　庸雄
同	八六三次一	〇一六	同	安住喜代治
同	八六四	〇一〇	同	安住　照治
同	八六四ノ一	一一三	同	安住　庸雄
同	二	〇二〇	同	黒岩　義蔵
同	八六五	一〇〇	同	安住喜代治
同	八六五次一	一一八	同	同
同	二	〇一四	同	安住　庸雄
同	八六六	〇一五	同	田中　徳市
同	八六七	〇一六	同	同
同	八六八	〇一六	同	同
同	八六八次一	〇一五	同	安住　庸雄
同	二	〇一二	同	柴田元治郎
同	三	〇〇五	同	安住和喜蔵

00909

同	八六九	二〇〇	同	安住房五郎
同	八七一	一一〇	同	安住　岸蔵
同	八七二	一、六二〇	同	安住　庸雄
同	八七二次一	五一〇	同	同
同	八七三	三二二	同	安住　よね
同	八七四	五一〇	同	安住　庸雄
同	八七五	原野二七、二二五、二七、二二五	同	智頭町
同	八七五ノ一	四〇〇	同	安住　甚六
同	八五二ノ三	八、五〇五、八、五〇五	同	智頭町
同	四	五一五	同	安住　よね
同	五	五一五	同	安住和喜蔵
同	六	五〇〇	同	戸板　文一
同	七	四一五	同	柴田岩太郎
同	八	五〇〇	同	田中　徳市
同	九	〇一五	同	安住　甚六
同	一〇	四〇〇	同	安住松太郎
同	一一	五〇〇	同	安住　實治
同	一二	五〇〇	同	安住　次朗

同	同	一三	同	四一五	同	安住亀松
同	同	一四	同	六〇〇	同	柴田岩太郎
同	同	一五	同	六〇〇	同	安住庸雄
同	同	一六	同	一、五〇〇	同	安住展夫 外二名
同	同	一七	山林	二〇〇	同	安住庸雄
同	同	一八	同	〇一〇	同	安住恭一郎
同	同	一九	同	二〇〇	同	同
同	同	二〇	同	二〇〇	同	田中德市
同	同	二一	同	一二五	同	安住恭一郎
同	同	二二	同	〇一〇	同	同
同	同	二三	同	二〇〇	同	柴田忠市
同	同	二四	同	二〇〇	同	安住喜代治
同	同	二五	同	二〇〇	同	安住庸雄
同	同	二六	同	二〇〇	同	安住多三郎
同	西宇塚北谷南谷七五七ノ一		原野	〇一〇	同	久本保
同	同	三	同	八一一	同	国政秀治
同	同	七五四ノ三	同	七一三	同	久本尚溫
同	同	七五七ノ五	同	〇〇七	同	同

同	同	六	同	七一三	同	大谷八百藏
同	同	七	同	七二八	同	久本尚溫 外一名
同	同	八	同	九〇四	同	国政美好
同	同	九	同	七〇二	同	久本尚溫
同	同	一〇	同	五〇七	同	國政大雄
同	同	一一	同	二〇四	同	中村伊平
同	同	一二	同	一二五	同	久本尚溫
同	同	一三	同	三一〇	同	久本哲一郎
同	同	一四	同	七一三	同	石橋李藏
同	同	一五	同	九、九一四	同	久本くに
同	同	一六	同	六二二	同	久本尚溫
同	同	一七	同	六一九	同	同
同	同	一八	同	一、六〇九	同	同
同	同	一九	同	二〇七	同	久本くに
同	同	二〇	同	二二七	同	久本増雄
同	同	二一	同	三〇七	同	久本保
同	同	二二	同	六〇三	同	久本尚溫
同	同	二三	同	八二八	同	藤谷正太郎